

議案第68号
工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その3））の変更について

資料1 変更内容及び理由について

1 変更経緯

施工箇所の掘削土壌分析調査により、前回の変更要因となった水素イオン濃度（PH）のほかに、ふっ素及び砒素について基準値を超える可能性が示唆されたため、詳細調査を行うとともに残土処分について一部変更を行う。（第1回変更請負額577,188,700円、第2回変更請負額616,625,900円、39,437,200円の増額）

2 変更内容及び理由

（1）技術管理費 1式（2,184千円増）

前回変更時に水素イオン濃度（PH）の調査のために本工事区間近傍の3地点から採取した試料についてその他の土壌分析調査を行った結果、「ふっ素及びその化合物」と「砒素及びその化合物」が土壌溶出量基準を超過する可能性が示唆されたため、掘削範囲の土壌について詳細な土壌分析調査を追加して実施する。（指示書により実施済）

（2）土工 1式（37,253千円増）

追加して実施した土壌分析調査の結果、掘削範囲の一部に自然由来の「ふっ素及びその化合物」あるいは「砒素及びその化合物」が存在することが判明し、一般土砂と区別して、土壌汚染対策法に基づく処理施設に搬出する必要性が生じたため、処分費を増額変更する。

3 前回変更議案との関係

当該工事は、昨年9月議会で工事請負契約にかかる議決を受け、本契約後、受注者と施工計画を検討した結果、土留工や水替工などの仮設工について変更する必要性が生じ、受注者が施工資材や人員の手配等に変更契約が必要であることから、直近の3月議会において第1回変更契約議案を提案した。土工については、先行して実施した近傍工事の残土処分地で問題となった水素イオン濃度（PH）に関する内容について変更した。

土壌分析調査は、前回の変更議案の時に説明したとおり、通常の土木工事では実施しないが、PHに関する土壌調査のために昨年12月に本工事区間近傍の3地点から調査試料を採取し分析していた。PH以外の分析結果は本年1月末に判明し、全体の掘削範囲の調査方法及び処分方法について受注者や受け入れ先と調整した結果、土壌汚染対策法に基づく指定区域ではないが詳細な調査が必要と判断した。このため、前回の変更契約後に詳細な土壌分析調査に関する指示書を受注者に発出し、本年4月に実施した追加調査の結果に基づいて、第2回変更契約議案を提出した。